

改正 2018年6月20日

(趣旨)

第1条 この細則は、中京大学人工知能高等研究所規程第28条に基づき、研究所が行う事業の詳細について定めるものとする。

(共同事業プロジェクト)

第2条 共同事業プロジェクトの運用に関わる必要な事項、計画書の書式、採択の手続き、事業報告及び決算報告の要領等は別に定める。

(共同事業プロジェクト)

第3条 共同研究プロジェクトの運用に関わる必要な事項、計画書の書式、採択の手続き、研究報告及び決算報告の要領等は別に定める。

(研究所報)

第4条 研究所報は「IASAI NEWS」と称し、原則として年2回発行する。

2 研究所報の編集には、研究員総会から選出された若干名の編集委員が当たる。

(研究員総会)

第5条 研究員総会は、原則として年2回開催する。

(共用施設)

第6条 研究活動を支援するため、共用施設を設ける。

2 この施設は、MVRラボと称する。

3 MVRラボの管理運営は、所長の委託を受けたMVRラボ委員会が行う。

4 MVRラボ委員会の構成員は、研究員総会において研究員から選出される。

(細則の改廃)

第7条 この細則の改廃は、運営委員会の審議を経て、研究員総会が行う。

附 則

この施行細則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、2018年6月20日から施行する。